

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県立焼津青少年の家 所長 粉川 隆弘

2 担当部局

〒425-0041 静岡県焼津市石津2259-408

静岡県立焼津青少年の家 総務担当

電話番号 054-624-4675

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第2号

(2) 業務名

令和6年度 静岡県立焼津青少年の家エレベーター保守点検業務委託

(3) 業務場所

静岡県焼津市石津地内

(4) 業務概要

静岡県立焼津青少年の家のエレベーター保守点検業務

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格（営業種目4：設備保守管理（28）：昇降機（エレベーター、エスカレーター））を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は支店等の所在地が静岡県内にあること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月8日（金）まで（月曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（令和6年3月8日（金）は正午まで）

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

(2) 提出期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月8日（金）まで（月曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（令和6年3月8日（金）は正午まで）

(3) 提出先

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和6年3月21日（木）午前11時00分

(2) 入札の場所

静岡県焼津市石津2259-408 静岡県立焼津青少年の家 206会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

- (2) 契約日は、令和6年4月1日とする。

- (3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

- (5) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

- (6) 照会窓口は、静岡県立焼津青少年の家総務担当（電話番号 054-624-4675）とする。

- (7) 現場説明会は行わない。

- (8) 詳細は、入札説明書による。